

第27回柏市農業委員会総会議事録

1 令和2年10月9日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷茂が招集した。

2 場所 本庁舎5階第5, 第6委員会室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	坂	卷	洋	行	2番	飯	野	文	夫	
3番	飯	塚	恒	男	4番	岡	田	英	夫	
5番	大	宮	茂	男	6番	染	谷		茂	
7番	山	崎	明	久	8番	成	嶋	君	美	
9番	石	井	マ	サ子	10番	金	子	幸	司	
11番	酒	卷	寿	雄	12番	谷	田	貝	和	代
13番	遠	藤	秀	生	14番	程	田		平	
15番	橋	本	英	介	16番	村	越		等	

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	栗	原		豊	18番	砂	川	晴	彦
19番	木	村		寿	21番	坂	卷	儀	治
23番	浜	島	照	雄	24番	小	川	克	己
25番	富	澤	英	三	26番	友	野	博	之
27番	増	田	直	晴	28番	染	谷	茂	幸
30番	石	井	一	美	31番	秋	谷	昌	治

15名中12名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

20番	相	模	農	夫	男	22番	関	根	勝	敏
29番	山	野	辺		守					

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	大	野		功
次長	寺	嶋		浩
副主幹	原	田	圭	介
副主幹	安	藤	陽	子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (6) 8月1日時点の農家基本台帳実態調査結果について
- (7) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより、第27回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中12名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座させて進めさせていただきます。

議長 日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ありがとうございます。

議長一任ということですが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

谷田貝和代委員，遠藤秀生委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は第 3 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長，よろしくお願ひいたします。

坂巻洋行委員長 第 3 調査会です。よろしくお願ひいたします。

農地第 3 調査会は，去る 9 月 5 日， 6 日，令和 2 年度第 7 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 3 件，第 5 条 2 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 2 年 5 月に開催された第 2 2 回総会の議案第 1 号から 2 号の 1 2 件について，巡回パトロールの結果を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願ひします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人が、自宅に近く耕作しやすいため、また、箕輪並びに東在住の譲渡人は、相続により農地を取得したものの農業経営を行っておらず譲渡したいため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、大井の畑2筆、826㎡で、ジャガイモ及びサツマイモなどを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

山崎委員 山崎です。

この譲渡人と譲受人の関係は、どういう関係なんですか。贈与ということ、親戚か何かですか。

坂巻洋行委員長 譲渡人の2人がお姉さんになります。

山崎委員 姉弟ということ。

坂巻洋行委員長 そうです。

山崎委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、船戸在住の譲受人が、農業経営を拡大したいため、また、船戸在住の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小したいため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、船戸の畑1筆、1,200㎡で、小麦を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、飯野委員。

飯野委員 譲受人なんですが、3人で農業をしているということですよ。

が、これは親子，年齢的には。

坂巻洋行委員長 夫婦と子供ということです。

議長 夫婦と，あと母親かな。

飯野委員 お母さんと自分たち。奥さんと親。

はい，分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について，調査結果の報告を坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は，根戸在住の譲受人が，自作地と一体に耕作するため，また，根戸在住の譲渡人は，高齢により農業経営を縮小したいため，贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は，新利根の田1筆，2，045㎡で，水稻を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

村越委員 村越です。

贈与ということなんですけれども、2人の関係というのはどういう関係なんでしょうか。

坂巻洋行委員長 譲渡人の方は、譲受人の父の弟、おじさんになるんですか。

村越委員 譲渡人はおじさんということですか。

坂巻洋行委員長 はい。

村越委員 それじゃ、田んぼは近いということですか。続いているんですか、隣接の田んぼと。

坂巻洋行委員長 隣が譲受人の田。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、3番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑2筆、231.28㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在家族3人で流山市内に住んでいるものの、子供の成長に伴い手狭となり、妻の実家の近く、母の祖母が所有する申請地へ新たに専用住宅を建設する計画に至ったものです。

計画内容は、木造平屋建て、建築面積120.90㎡、延べ床面積134.56㎡で、2台分の駐車スペースを用意します。接道部分からセットバックし、土砂等の搬出入の予定はありません。

被害防除対策としては、雨水は浸透ますで処理した後、オーバーフロー分は新設U字溝へ放流します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、同様に新設U字溝へ放流します。

隣接農地との境界にはコンクリートブロック及びネットフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務

指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

譲受人が2人の名前になっているんですけれども、これは、半分ずつ借りるという意味でしょうか。それか、建物が共有名義になっているから半分、2人の名前になっているんでしょうか。

議長 何か、ちょっと事務局。

事務局 事務局です。

今回の譲受人さんの場合は、お二人でこれを実施するという形で連名になっています。もう少し詳しく言うと、このお二人はご夫婦なんですけれども、譲渡人の親族は奥さんのほう。そして、例えば資金の融資だとかそういったものはご主人のほうで行うということで、お二人で併せてこの住宅を造っていくということで、連名になっているということでございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、贈与による所有権移転を伴う宅地延長を目的とした転用許可申請です。

申請地は、高柳の畑1筆、11m²です。

おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しましたが、既存施設の拡張で、拡張面積が既存面積の2分の1を超えないため、許可の例外と認めるものです。

譲受人が自宅の敷地を拡張するため、隣接地である申請地を取得する計画に至ったものです。

計画内容は整地のみとし、土砂等の搬出入の予定はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は既存コンクリートブロックを生かしつつ、一部新たにコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

どうぞ。

飯野委員 贈与ということですが、譲受人と譲渡人の関係は。

坂巻洋行委員長 第三者。

飯野委員 第三者ですか。11㎡だからということで贈与になったわけですか。

坂巻洋行委員長 そのようです。

飯野委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画案に係る意見について(その1～その2)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第3号（その1）につきましては、橋本委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

（橋本英介委員退席）

議長 それでは、議案第3号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は、染入新田に所在する農地所有適格法人が大島田の田5筆、合計面積5,775㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第3号（その1）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

橋本委員の除斥を解除いたします。

(橋本英介委員入場)

議長 次に、議案第3号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第3番から第7番は、布施に在住の農業者が弁天下の畑5筆、合計面積1万6,526㎡に新規で賃貸借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は5年または10年です。

計画番号第8番は、大井に在住の農業者が大井の畑2筆、合計面積1,921㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第9番は、北柏に在住の農業者が手賀の畑1筆、面積1,966㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

計画番号第10番は、豊四季に在住の農業者が豊四季の畑1筆、面積1,375㎡に継続して使用貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第11番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、豊四季に在住の農業者で、高柳の畑1筆、面積2,235㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、野田市に在住の農業者が新利根の田6筆、合計面積6,398㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、承認いたします。

議案第3号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第3号が終了しましたので、農政課の方は退席されても結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課退席)

議長 以上で本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

1 1月の予定を申し上げます。

4日水曜日、5日木曜日が調査会で、4日は午前9時から、5日は午後1時から、別館第5会議室にてございます。

担当は、農地第4調査会です。

10日火曜が総会で、午後2時から、別館第5会議室でございます。
慎重審議、ありがとうございました。

以上で、第27回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時40分閉会)